

令和7年度

東村山市立青葉小学校 学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子供の心に永く深い傷を残すものであり、いじめはどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした次のような取組を講じていく。

(1) 「いじめ」の定義

いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍する等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

「具体的ないじめの態様」

（「いじめ防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定より）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる。
- 軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる。
- 金品をたかられる。
- 金品、持ち物等を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷される、嫌なことをされる

(2) いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の人権・教育を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に永く深い傷を残すものである。いじめは、絶対に許されない行為であり、児童はけっしていじめを行ってはならない。

(3) いじめを生まない、許さない学校づくり

＜いじめに関する子供たちの理解を深める＞

子供たちがいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業や児童会等による主体的な取組への支援を通じて、子供たちがいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

(4) 子供たちをいじめから守り通し、子供たちのいじめの解決に向けた行動を促す

＜いじめられた子供を守る＞

いじめられた子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた子供を組織的に守り通す取組を徹底する。

＜子供たちの取組を支える＞

周囲の子供たちが、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、周囲の子供の発信を促すための子供たちによる主体的な取組を支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通す。

(5) 教員の指導力の向上と組織的対応

<学校一丸となって取り組む>

いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応を行う。

<社会総がかりで取り組む>

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

いじめ防止等対策推進のポイント

(「いじめ総合対策」東京都教育委員会より)

- ① 軽微ないじめも見逃さない <教職員の鋭敏な感覚>
- ② 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む <組織的対応>
- ③ 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す <相談体制の充実>
- ④ 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする <主体的な態度の育成>
- ⑤ 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る <保護者との信頼関係>
- ⑥ 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する <地域・関係機関等との連携>

2 いじめ防止に関する学校の組織体制等

(1) 「学校いじめ対策委員会」の構成

校長、副校長、生活指導主任を始め生活指導部員、養護教諭、スクールカウンセラーのほか、いじめの発生が疑われる場合等、具体的なケースを取り上げる場合には、関係学年の教員その他校長が必要と認める者を招集する。

(2) 「学校いじめ対策委員会」の校内組織等の位置付け等

生活指導部に位置付ける。

(3) 「学校いじめ対策委員会」の主な取組内容

- ・ 学校いじめ対策委員会年間活動計画に従い、ふれあい月間(6月、11月、2月)を強化月間と位置付けいじめ根絶に向けた取組の一層の充実を図る。
- ・ いじめが確認された場合、関係学年の担任等を招集し被害の子供・保護者に対するケア、加害の子供に対する組織的・継続的な観察、指導等を行う。

(4) 「学校サポートチーム」の構成(役職等)

校長、副校長、主幹教諭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー 関係学年担任、をはじめ東村山市教育相談員、子ども家庭支援センターワーカー、東村山警察スクールサポーター、主任児童委員等の方々に必要に応じて参集いただく。

(5) 「学校サポートチーム」の主な取組内容

- ・ 継続して指導・観察が必要なケースについての全校的な対応に関する協議を行う。
- ・ 関係諸機関との連携によるいじめの未然防止、解決を図る。
- ・ いじめに即応し、解決するための、本校における課題の洗い出しを行う。

令和7年度 青葉小学校いじめ対策委員会年間活動計画

	定例会(全体会を含む)	臨時会(SCを含めた会等)	備考
4月	・毎週木曜日の生活指導打ち合わせにて、全学年からの情報提供。 ・毎月1回の定例会開催。	スクールカウンセラー等による全員面談、結果集約及び対応	学校だよりや保護者会等の積極的な活用【年間2回程度】
5月		【小5対象、年度当初】	
6月	ふれあい月間 ・「学校生活アンケート」の実施・分析・活用 【調査実施：6月、11月、2月】	いじめに関する校内研修の計画、実施 【6月、11月、2月】	「いじめに関する授業」の実施に関する計画、実施 児童会等による取組への支援 【6月、11月、2月】
7月		関係機関等との連絡会議等の開催【長期休業前】	
8月			
9月			
10月			学校だよりや保護者会等の積極的な活用【年間2回程度】
11月	ふれあい月間 ・「学校生活アンケート」の実施・分析・活用 【調査実施：6月、11月、2月】	いじめに関する校内研修の計画、実施 【6月、11月、2月】	「いじめに関する授業」の実施に関する計画、実施 児童会等による取組への支援 【6月、11月、2月】
12月		関係機関等との連絡会議等の開催【長期休業前】	学校だよりや保護者会等の積極的な活用【年間2回程度】
1月			
2月	ふれあい月間 ・「学校生活アンケート」の実施・分析・活用 【調査実施：6月、11月、2月】	いじめに関する校内研修の計画、実施 【6月、11月、2月】	「いじめに関する授業」の実施に関する計画、実施 児童会等による取組への支援 【6月、11月、2月】
3月		関係機関等との連絡会議等の開催【長期休業前】	

3 4つの段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

学校いじめ対策委員会を生活指導部に置く。いじめの未然防止、早期発見、早期対応について中心的な役割を担う。学級担任のみがいじめに対応するのではなく、組織的にいじめの問題に向き合い、その解決を図るということについて共通認識をもつ。

いじめ未然防止の観点から児童をいじめに向かわせないために、「規律」「学力」「自己有用感」の3点を重視する。「前向きに授業に臨み、基礎的な学力を身に付け、自分は認められているという実感を持った児童」を育てるため、以下の取組を実施する。

① 授業づくり

- ・わかる授業づくりを進める。すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ・登校後に「くぬぎタイム」「朝読書」（週1回）の時間を設定する。全校統一的に担任が見守る安心感のなか、静粛な雰囲気での基礎学力の定着（読む力・書く力、計算する力）や担任や友達と繋がりながら楽しく学ぶ教育活動での朝のスタートを切り、その後の学級指導や1校時の始業を落ち着いて迎える態勢を。落ち着いた朝のスタートを切り、その後の学級指導や1校時の始業を落ち着いて迎える態勢を整える。
- ・教員が公開授業を行って互いの授業を参観し合う機会を位置付ける。生活指導の観点から授業を参考し合うようにする。さらに、教員個々の指導技術を生かして、授業規律の共通化を図る。
- ・道徳の時間の充実をより一層図り、児童間、児童と担任との心の交流を促進する。また、道徳の時間、或いは学級活動においても、いじめに関する授業を行う。ふれあい月間の取組の充実を図る。
- ・「SNS 東京ノート」等を活用し、インターネットを通じて行われるいじめについて考える情報モラル教育を推進する。身近な大人や友達に相談できることを学ぶ「SOS の出し方に関する教育」は6年生で扱う。

② 集団づくり

- ・児童に人と関わることの喜びや大切さに気付かせ、他者の尊重や他者への感謝の気持ちを高める。言葉の力を活かすことを念頭に、まず挨拶運動の充実を図る。
- ・学級集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むとともに、他人から認められているといった自己有用感を獲得させる。
- ・児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけを行う。いじめ撲滅に向けた意識の高揚を図り、児童会等の取組への支援を積極的に行う。
- ・学校における交流活動を充実させる。発達段階に応じた内容の工夫、また児童の組み合わせや場や機会の設定の工夫を行う。

③ 家庭、地域との連携・協力

- ・保護者に対し、ア：自己有用感を育むための親としての言葉がけの仕方、イ：規則正しい生活習慣の確立、ウ：家庭学習の習慣化を図るための家庭教育の在り方にふれる。家庭教育の手引書を活用する。

(2) 早期発見のための取組

個々の児童の心の痛みを把握するための取組を行う。年度当初に、スクールカウンセラーによる第5学年全児童に対する全員面接を実施することにより、児童の変調を見逃さないようにするとともに、スクールカウンセラーに相談しやすい雰囲気づくりを促進する。また、「いつでも」「誰にでも」相談できることを全児童に周知し、相談箱を設置する。

① 児童の小さな変化に気付くこと

- ・学級担任は、児童の様子、クラスの様子を把握するために、出席をとる際、一人一人の顔を見て呼名を行う。また、学級日誌、児童の間で交わされる日記等を活用し、児童の変化に気付く。
- ・専科教員は、児童の様子の変化、学級の変化に気付いたら、自ら担任や他の専科教員、養護教諭に当該児童の状況を聞き取り、いじめの有無を確認する。
- ・保護者の協力を得、家庭で気になった様子はないかを把握する。積極的に保護者からの相談を受け入れる体制を整える。
- ・学童クラブや野球・サッカー・バスケットボールの指導者との連携を図る。また、地域の方から通学時

の様子を寄せてもらえる体制を工夫する。

② 気付いた情報を確実に共有すること

- ・気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった場合、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにする。そうして得られた目撃情報等を毎日集約する。必要に応じて関係者を招集し、学校いじめ対策委員会において、その後の対応を考える。

③ 早期発見のために定期的に取り組むこと

- ・全教職員がいじめの定義を理解し、毎週木曜日の生活指導打ち合わせで気になる児童の情報を共有する。
- ・6月、11月、2月のふれあい月間にあわせて、全児童にアンケート調査を行う。（5年間保管）調査の結果を分析し、学級担任等による個別相談、悩み相談等を行う。必要に応じ、校長・副校長からも児童の聞き取りを行う。

（3）早期対応のための取組

① 初期対応の取組

ア いじめ発生の発見

- ・児童の変調に気付いた時点で、いじめであるかどうかは確実にない段階であっても報告を行う。
- ・担任は、学年主任⇒生活指導主任⇒管理職 へと報告し、いじめであると判断される場合は、いじめ対策委員会を中心とした組織的解決を図ることを全教員に周知し、協力態勢を整える。
- ・インターネット等を通じて、いじめが行われていることが確認された場合、ただちに対応策を図り指導にあたりると同時に保護者と連携して、通信の手段に応じてその内容の拡散防止と削除を徹底する。

イ 対応策の確認

初期対応に関する以下の内容に関し、具体的な手順、内容を確認する。

- ・被害児童を守ること
- ・被害児童保護者への方針説明・協力要請
- ・具体的な被害状況の確認
- ・被害児童を取り巻く児童の状況把握

ウ 事実確認

- ・関係者の協力のもと事実確認のための調査を行う。
- ・児童の発達段階や、被害児童に及ぶ影響等に配慮する。
- ・調査方法として、調査の対象範囲を決めて実施する個別の聞き取りやアンケート、教員や保護者からの聞き取り等が考えられる。

② 被害児童への取組

- ・被害児童の安全確保、心の安定を図ることを第一に、先ずカウンセリングを通して児童が抱えた精神的なダメージを和らげるとともに、安全が保障されることを知らせ安心させる。スクールカウンセラーの支援を仰ぐ。次に、いじめの発生状況、経緯、要因を把握するための聞き取りを行う。

③ 加害児童への取組

- ・いじめの行為に至った経緯、行いたいじめ行為の悪質さ、相手にどんな被害を与えたか等について十分に振り返らせたのち、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・被害児童に対する謝罪、二度と同様のことを繰り返さない決意の必要性に気付かせる。
- ・いじめ行為を繰り返している児童に対しては、保護者の協力を得ながら関係諸機関とも連携を図り改

善を図るための具体的・継続的な方策をとる。

④ 周囲の児童への取組

- ・被害・加害の関係が変わって、他の児童がいじめに巻き込まれることがないかどうか、児童の関係を注意深く見守る。生活指導打ち合わせ等の機会を活用し、全教職員でいじめの発見に努めるとともに、困ったときに相談できる窓口を児童に紹介し、いじめを受けた児童が助けを求めることができるようにする。
- ・いじめがあっても見て見ぬふりをすることがないように、学級の問題を自主的に解決しようとする方向に導く。また、「授業についていけない。」「友達に馬鹿にされる。」など児童にストレスがたまりやすい状態がないかどうかを確かめ、問題の改善を図る。児童にとっての居場所づくり、児童間の絆づくりに努める。

⑤ その他

- ・学校サポートチームとの連携、教育委員会・関係機関との連携、保護者・地域との連携等を図る。

(4) 重大事態への対処

東村山市教育委員会への報告と連携を行うとともに、必要に応じて東村山警察署への相談や通報、児童相談所、その他関係機関等との連携を行う。

被害の児童に対しては、緊急避難措置等について検討・実施し、複数の教員による当該児童の保護や情報共有の徹底を図る。また、加害の児童やその保護者も含めた指導・支援を検討し、実施する。

4 校内における研修体制

年間3回のふれあい月間に合わせ教員研修を計画・実施する。生活指導部が各回のテーマを設定し実施する。テーマについては、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の観点から、研修実施時における学校内外におけるいじめの状況を踏まえ、設定する。講師は、校長、副校長、生活指導主任等教員、スクールカウンセラーが務め、研修が翌日以降の指導に反映されるように、できる限り具体的な内容となるようにする。

東京都教育委員会が策定した「SNS東京ルール」を踏まえて、ネット問題等の最新情報を収集・研修し、「SNS東京ノート」を活用した情報モラル教育を推進し、「SNS学校ルール」や「SNS家庭ルール」づくりに関する取組を進める。「SOSの出し方に関する教育」を推進し、全ての教職員がいつでも相談に応じる体制を構築する。

5 検証と改善

いじめの状況及びいじめへの対応について、学校評価において検証し課題について改善を図る。

(1) 学校評価の実施及び公表

- ・学校いじめ対策委員会において学校評価におけるいじめについての質問項目を吟味・検討する。
- ・学校評価を実施し、いじめの防止と対応について評価する。
- ・学校評価の結果を受けて、職員会議、学校いじめ対策委員会等で改善策について検討し実施する。
- ・学校評価の結果・改善について、必要に応じて、学校運営協議会、保護者会やPTA運営委員会で公表する。

(2) 学校いじめ基本方針の見直しと公表

- ・学校いじめ基本方針について、教職員の共通理解を図ると同時に随時、見直しをする。
- ・学校いじめ基本方針を学校ホームページで公表する。また、学校だより等を活用して内容の周知をする。